

監査公告第 15 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による教育委員会の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 12 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

教育委員会 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和2年11月10日から令和2年12月9日まで

第3 監査の対象

教育委員会の令和2年度（令和2年10月末現在）財務に関する事務及び行政事務の執行状況、物品・施設の管理状況

第4 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)次期教育大綱及び教育振興基本計画策定にかかる動向に妥当性があるか。
- (4)高校魅力化事業の今後予定等について妥当性があるか。
- (5)今年度のALTによる英語教育の実施が適切に行われているか。
- (6)コロナ禍における助成事業の実績の報告が適切な対処が準備されているか。
- (7)（市民の）読書活動推進に係る対応について準備されているか。
- (8)体育施設の長寿命化計画の策定に妥当性があるか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・いじめ問題に対する体制について、次のとおり意見を付す。

学校教育現場に於ける「いじめ」の問題は子供の将来を考えると慎重に対処しなければならない。また、加賀市の教育行政の信頼を損なうことは加賀市民の福

祉のためにもあってはならない。為に、法律及び条例でこの問題に対処するための諸制度が定められていることは周知のことである。教育現場におかれては法律及び条例の趣旨を十分理解して、早期に問題を解決するための体制をあらためて検証し、今後いじめに関する問題が生じることのない教育環境を実現すべく更に尽力してもらいたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

教育委員会 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 小中学校教室等冷房化事業について
2. 東和中学校老朽化対策事業について
3. 学校施設の維持管理について
4. 高校魅力化事業の今後予定等について
5. 次期教育大綱及び教育振興基本計画策定にかかる基本方針とスケジュール
6. 学力向上に向けた「わかる授業」への取り組みについて
7. G I G Aスクール構想の対応について
8. いじめ問題について
9. 教職員の働き方改革、多忙化改善について
10. 今年度のA L Tによる英語教育の実施状況について
11. セミナーハウスあいりす等の所管施設の老朽化対策について
12. コンピュータクラブハウス加賀の運営について
13. 家庭教育支援事業について
14. 成人年齢引き下げ後の成人式の開催について
15. コロナ禍における助成事業の実績報告について
16. 市民の読書活動推進の基本計画と具体的事業案について
17. スポーツ施設の整備について
18. 水泳プールの老朽化対策について

19. 体育施設の長寿命化計画の策定方針と具体的内容について
20. 黒崎多目的広場の利用料有料化について
21. 山中球場周辺整備について
22. コロナ禍における加賀温泉郷マラソンの開催
23. 海外オリンピック選手事前合宿誘致について